

議案第60号

## 静岡市駐車場条例の一部改正について

静岡市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市駐車場条例（平成15年静岡市条例第237号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

静岡市清水駅東口駐車場	静岡市清水区島崎町219番地	を
静岡市清水折戸駐車場	静岡市清水区折戸四丁目638番地の3	

」

「

静岡市清水駅東口駐車場	静岡市清水区島崎町219番地	に
-------------	----------------	---

」

改める。

第3条第1項中「静岡市静岡駅北口地下駐車場（以下「静岡駅北口地下駐車場」という。）、静岡市清水駅東口駐車場（以下「清水駅東口駐車場」という。）及び静岡市草薙駅前駐車場（以下「草薙駅前駐車場」という。）」を「駐車場」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「清水駅東口駐車場以外の駐車場」を「静岡市静岡駅北口地下駐車場（以下「静岡駅北口駐車場」という。）及び静岡市草薙駅前駐車場（以下「草薙駅前駐車場」という。）」に、「清水駅東口駐車場に」を「静岡市清水駅東口駐車場（以下「清水駅東口駐車場」という。）に」に改め、同項を同条第2項とする。

第4条中「静岡駅北口地下駐車場、清水駅東口駐車場及び草薙駅前駐車場」を「駐車場」に改める。

第5条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第7条中「とし、清水折戸駐車場の使用料は、無料」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。